

鹿児島県地球温暖化対策実行計画（素案）に対する意見（パブリック・コメント結果）

- 1 実施期間 令和7年12月19日（金）～令和8年1月19日（月）まで
- 2 意見の件数 25件（5者）（誤字等の指摘は除く）
- 3 提出された意見の概要及びそれに対する県の考え方

(1) 産業部門に関する地球温暖化対策

No.	意見の概要	県の考え方
1	<p>【第5章 2(1)①産業部門 ウ(イ)省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入の促進】 工場等における省エネルギー設備等の導入促進は重要で温暖化対策に大いに寄与するものとする。加えて一つの需要に対する効率の良し悪し以外にも、コージェネレーション（熱電併給）システムのような総合効率が高いことの重要性もご理解いただき、設備の導入促進を進めていただくようお願いしたい。</p>	<p>第5章2(1)①ウ(イ)の現施策「工場等における高効率空調、高効率照明、高効率給湯、高効率換気設備などの省エネルギー設備等の導入を促進します。」の「など」にコージェネレーション設備も含まれています。 今後も引き続き、本計画に記載している施策に基づき、取組を進めてまいります。</p>
2	<p>【第5章 2(1)①産業部門 ウ(ウ)徹底的なエネルギー管理の促進】 「普段から中小規模事業者と接点を持っている支援機関が連携して」とあるが、「事業者ニーズ」を踏まえた伴走的な支援の中に、協同組合やNPO法人など、既存の枠組みにこだわらない組織も想定すること。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、今後、地球温暖化対策を進める上で、参考にさせていただきます。</p>

(2) 家庭部門に関する地球温暖化対策

No.	意見の概要	県の考え方
3	<p>【第5章 2(1)③家庭部門 ウ】 温室効果ガス排出削減等の取り組みの中で、影響下にあるあらゆる企業・団体のホームページなどのバナー広告で取り組みの概要を知らせ、参加推進を図ること。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、今後、地球温暖化対策を進める上で、参考にさせていただきます。</p>
4	<p>【第5章 2(1)③家庭部門 ウ(ウ)節電等による電気・ガス等の使用量削減】 「環境家計簿」の普及啓発については、鹿児島県地球温暖化防止活動推進センターの役割が大きいと思われるが、現在環境家計簿の呼びかけがホームページ等でもできていない状態である。 当団体では独自に「環境家計簿」の取り組みを進めており、推進にあたってのツール提供や学習会などの開催補助を推進してほしい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、今後、地球温暖化対策を進める上で、参考にさせていただきます。</p>

(3) 運輸部門に関する地球温暖化対策

No.	意見の概要	県の考え方
5	<p>本県でのCO2排出量は運輸部門が最大であり、この部門における将来ビジョンを示すことは必須と考える。</p> <p>例示： 運輸部門における技術革新の向上により、乗用車では顕著なCO2削減が成し遂げられている。一方、トラックとバス部門では、本県における経済の進展と利益の向上に伴って、環境対策が進展しCO2削減につながっていく。</p>	<p>県としても、運輸部門における対策・施策は重要と認識しており、第5章 2(1)④運輸部門 ウに「脱炭素物流の促進」、「公共交通機関や自転車の利用促進等」等に係る施策を掲載しています。</p> <p>今後も引き続き、御意見を参考に地球温暖化対策に係る取組を進めてまいります。</p>
6	<p>【第5章 2(1)④運輸部門 ウ(ア)大規模な事業者の排出削減の取組促進】</p> <p>「大規模な事業者の排出削減の取組推進」が掲げられているが、運輸部門の自動車からの排出量対応を考える上で、いわゆる「緑ナンバー」の業者所有だけではなく、「白ナンバー」のトラックを抱えて業務を行う企業体についても、環境にやさしい自動車への転換に関する補助支援を広げること。</p> <p>また、当団体では、廃食用油をバイオディーゼル燃料にリサイクルし自前トラックで活用しているが、そのような好事例の紹介啓発や補助についても検討していただくこと。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、現施策を「SAF（持続可能な航空燃料）やバイオディーゼル燃料の導入促進について、普及啓発を推進します。」と修正（追記）します。</p> <p>今後も引き続き、本計画に記載している施策に基づき、取組を進めてまいります。</p>
7	<p>【第5章 2(1)④運輸部門 ウ(カ)港湾・空港における取組の推進】</p> <p>「SAFの導入促進」とあるが、港湾・空港での取組ではないものの、植物由来のバイオディーゼル燃料の使用についての紹介啓発や補助についても検討していただくこと。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、現施策を「SAF（持続可能な航空燃料）やバイオディーゼル燃料の導入促進について、普及啓発を推進します。」と修正（追記）します。</p> <p>今後も引き続き、本計画に記載している施策に基づき、取組を進めてまいります。</p>

(4) 廃棄物等分野に関する地球温暖化対策

No.	意見の概要	県の考え方
8	<p>【第5章 2(2)①廃棄物等分野 ウ(ア)廃棄物の発生抑制等の取組促進, (イ)焼却施設における熱回収・発電の促進】</p> <p>「バイオマスプラスチックなど代替素材の積極的な利用を促進」とあるが, 一般消費者にも理解が進むようなポスターやリーフなどの宣伝物を検討していただくこと。</p> <p>「下水道処理から発生する下水汚泥」での肥料としての有効活用については, 営農者や一般消費者の活用ができるような宣伝の検討を行うこと。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ, 今後, 地球温暖化対策を進める上で, 参考にさせていただきます。</p>
9	<p>【第5章 2(2)①廃棄物等分野 ウ(イ)焼却施設における熱回収・発電の促進】</p> <p>廃棄物を焼却処理する以前に消化ガスを取り出し, バイオメタンとしてエネルギー利用する取組は, 『熱の脱炭素化』に向けて有効な手段であり, 廃棄物処理, 下水道処理のいずれにおいても促進していく必要があると考える。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ, 今後, 地球温暖化対策を進める上で, 参考にさせていただきます。</p>
10	<p>【第5章 2(2)①廃棄物等分野 ウ(ウ)環境との調和に配慮した農業等の推進】</p> <p>家畜排せつ物を貴重なバイオマス資源と捉え, 堆肥化処理のみならずエネルギー利用等の取り組みを進めていくことは全国有数の畜産県ならではの地球温暖化対策, 産業振興策として有効であると考えます。</p>	<p>第5章2(2)①ウ(ウ)の現施策 「家畜排せつ物や焼酎粕などの廃棄物の適正処理と有効利用による環境に配慮した産業の育成を促進します。」の「有効利用」に家畜排せつ物のエネルギー利用等の取組も含まれています。</p> <p>今後も引き続き, 本計画に記載している施策に基づき, 取組を進めてまいります。</p>
11	<p>【第5章 2(2)①廃棄物等分野 ウ(エ)バイオ燃料への活用促進】</p> <p>「バイオ燃料への活用促進」について, 数量的目標を持った推進に努めること。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ, 今後, 地球温暖化対策を進める上で, 参考にさせていただきます。</p>

(5) 温室効果ガスの吸収源対策

No.	意見の概要	県の考え方
12	<p>【第5章 2(3)ウ(ア)森林整備・保全の推進】 「森林整備・保全の推進」について、鹿児島県が保有する竹林の面積は膨大にのぼり、この整備・保全が喫緊の課題であるとして、「竹林」に特化した整備を進めること。また諸施策について補助を行うこと。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、今後、地球温暖化対策を進める上で、参考にさせていただきます。</p>

(6) 部門・分野横断的対策等

No.	意見の概要	県の考え方
13	<p>温暖化対策は行政だけでなく、事業者・市民・団体が連携して進めることが重要である。当団体としても団体員活動や店舗での啓発を通じて協力していく意向なので、協働の場づくりを期待する。</p>	<p>第5章2(4)①ウ(ア)において、県民や事業者、行政が連携・協力して、地球環境保全のための具体的な実践活動に自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進すること、地球環境を守るかごしま県民運動推進員による、地域や企業・団体等に対する環境問題の現状や環境保全の取組の重要性に関する普及啓発等を推進することを記載しています。 今後も引き続き、御意見を参考に地球温暖化対策に係る取組を進めてまいります。</p>
14	<p>【第5章 2(4)ウ(イ)カーボン・オフセット制度の普及促進】 「かごしまエコファンド（鹿児島県版カーボン・オフセット）制度」について、建設業以外での事例紹介を強め、県民でのコンセンサスの広がりを目指すこと。</p>	<p>広く県民の皆様に取り組んでいただけるよう、効果的な制度の普及に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	県の考え方
15	<p>【第5章 2(4)①部門・分野横断的対策 ウ(ウ)地域の特性を生かした地産地消型の再生可能エネルギーの導入促進】</p> <p>本県には全国に先駆けて鹿児島市内で実装されているバイオメタンの事例があり、発電のみならずバイオガス（バイオメタン）の利活用も再生可能エネルギーの具体例として記載してはどうか。</p>	<p>第5章 2(4)①ウ(ウ)の現施策「本県の多様で豊かな資源を活用し、自然環境に配慮しつつ、地域との共生を図りながら、水力発電、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。」の「など」に太陽熱、バイオマス熱、温泉熱や、バイオガスを含む燃料製造も含まれています。</p> <p>今後も引き続き、本計画に記載している施策に基づき、取組を進めてまいります。</p>
16	<p>日本は、世界三位の地熱資源量を有する。一方日本の地熱発電設備容量は、世界第十位である。鹿児島は、この地熱発電の最先端となる場所になれるポテンシャルを持っている。地熱発電の発電容量は、2016年度末 61680kWから2021年度末には66920kWと増加している。地熱発電最先端自治体になるべく取組を進めて欲しいと考える。</p> <p>そして営農型ソーラー(営農型太陽光発電)の推進も検討して欲しい。鹿児島県の令和5年における農業産出額は、全国第二位である。鹿児島県の基幹産業は、農業と言えるだろう。農家、畜産農家、茶畑の農家等々も含めて営農型ソーラーの推進のために設置した際に補助金を支給する等の取組んで欲しい。</p>	<p>第5章 2(4)①ウ(ウ)において、本県の多様で豊かな資源を活用し、自然環境に配慮しつつ、地域との共生を図りながら、水力発電、バイオマス発電、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進することを記載しています。</p> <p>今後も引き続き、本計画に記載している施策に基づき、取組を進めてまいります。</p> <p>なお、営農型ソーラー(営農型太陽光発電)につきましては、協同組合、個人事業主などを対象に県で設置に係る費用の補助を行っています。</p>

No.	意見の概要	県の考え方
17	<p>太陽光・風力・バイオマスの発電システムの導入支援。住宅・事業所への設備導入補助の拡充を強化していただきたいと考える。</p> <p>地域でのエネルギー自給が進むことで、災害時のレジリエンス向上にもつながる。</p>	<p>第5章2(1)①ウ(イ), ②ウ(イ), ③ウ(ア)において, 工場等や建築物, 住宅の屋根や駐車場に太陽光発電及び蓄電池を設置し, その電力を建物内で消費する, 自家消費型の再生可能エネルギー設備の導入等を促進すること, 第5章2(4)①ウ(ウ)において, 本県の多様で豊かな資源を活用し, 自然環境に配慮しつつ, 地域との共生を図りながら, 水力発電, バイオマス発電, 地熱発電, 風力発電, 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進することを記載しています。</p> <p>今後も引き続き, 本計画に記載している施策に基づき, 取組を進めてまいります。</p>
18	<p>【第5章 2(4)①部門・分野横断的対策 イ, ウ(エ)水素利活用の推進】</p> <p>水素は第7次エネルギー基本計画においてアンモニアや合成メタン, 合成燃料の基盤となる材料と位置付けられており, 環境負荷のかからないカーボンキャリアとしての役割が期待されている。直接利用以外の視点も持ち, 合成メタン等様々な利活用に対しても導入を促進することが必要ではないかと考える。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ, 今後, 地球温暖化対策を進める上で, 参考にさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	県の考え方
19	<p>【第5章 2(4)①部門・分野横断的対策 ウ(エ) 水素利活用の推進】</p> <p>現在、水素技術は開発途上にあるからこそ、単に「導入する」という文言を並べるのではなく、「なぜ鹿児島において水素エネルギーが必要なのか（例：離島のエネルギー自立、再生可能エネルギーの貯蔵、次世代産業の育成など）」という根本的な意義を明示すべきである。この目的意識が共有されなければ、県民や行政の主体的な取り組みにはつながらない。</p>	<p>第5章2(4)①イのとおり、水素は「エネルギーとして利用する際に二酸化炭素を排出せず、脱炭素化に寄与する」ことから、ウ(エ)において、県内の水素利用を推進しております。</p> <p>なお、水素を導入する意義については、平成27年度に策定した「本県の水素社会を見据えた取扱い方針」に「エネルギーの有効活用」や「新たな産業振興」等を掲げているところです。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえながら、今後も取組を進めてまいります。</p>
20	<p>【第5章 2(4)①部門・分野横断的対策 ウ(キ) 県内企業における脱炭素経済社会への対応の促進】</p> <p>県内企業の競争力を維持向上していくうえでも脱炭素経営に向けた意識啓発やJ-クレジット制度の活用促進に取り組むことは大変意義のあるものと考えます。</p>	<p>今後も引き続き、本計画に記載している施策に基づき、取組を進めてまいります。</p>
21	<p>【第5章 2(4)①部門・分野横断的対策 ウ(カ) 飼料自給率の向上、②脱炭素型ライフスタイルへの転換 ウ(ア)「デコ活」の推進等】</p> <p>現在の記載は数値目標や手法の提示に留まっており、県民が「取り組んでみたい」と思えるような、具体的なメリットや必要性の説明が不足している。</p> <p>これらは単なる温暖化対策ではなく、「光熱費の削減」「住環境の快適性向上」「健康寿命の延伸（ヒートショック対策）」といった、県民の暮らしを豊かにするための施策であることを強調し、より身近な視点から説明を尽くすべきだと考える。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、コラムとして、省エネ等に関する具体的な取組、メリットを挿絵で説明した「デコ活、くらしの10年ロードマップ」を掲載します。</p> <p>今後も引き続き、御意見を参考に地球温暖化対策に係る取組を進めてまいります。</p>

No.	意見の概要	県の考え方
22	<p>団体員からは「省エネをしたいが、何から始めればよいかわからない」という声がある。わかりやすい情報提供、家庭向け省エネ診断（指標等）の普及、省エネ家電への補助制度の拡充など、生活者が行動しやすい環境整備を求める。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、コラムとして、省エネ等に関する具体的な取組、メリットを挿絵で説明した「デコ活、くらしの10年ロードマップ」を掲載します。 今後も引き続き、御意見を参考に地球温暖化対策に係る取組を進めてまいります。</p>
23	<p>県内農業の温暖化影響が深刻化していることから、地産地消の推進、種子法の条例堅持、低農薬・環境配慮型農業への支援、フードロス削減の取り組み強化を計画に明確に位置づけていただきたい。</p>	<p>第5章2(4)②ウ(ア)において、地産地消、食べきりによる食品ロス対策を推進すること、第5章2(2)①ウ(ウ)において、肥料の使用量の適正化その他温室効果ガスの排出抑制に配慮した生産活動を促進すること、農地土壌中の炭素貯留量の増加に資する環境保全型農業を推進すること、肥料の使用量節減につながるスマート農業機器の導入を促進すること、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を促進すること、農畜産物の生産における温室効果ガスの排出抑制のため、研究・開発を推進することを記載しています。 今後も引き続き、本計画に記載している施策に基づき、取組を進めてまいります。</p>

No.	意見の概要	県の考え方
24	<p>未来を担う子どもたちが環境問題を自分ごととして考えられるよう、学校・地域での環境学習の充実、体験型プログラムの支援をお願いしたい。</p>	<p>第5章2(4)②ウ(イ)において、環境学習指導に係る有資格者等の情報を整備し、県のホームページ上で「環境学習指導者人材バンク」を公表することにより、県民自ら、身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にし、自主的な環境学習を促進すること、家庭や身近な地域社会での体験や活動、環境教育・環境学習施設等の活用により、家庭・地域社会における環境教育等を促進すること、学校における教育活動全体を通して、環境保全活動及びESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた環境教育の充実・推進を図ることを記載しています。</p> <p>今後も引き続き、本計画に記載している施策に基づき、取組を進めてまいります。</p>

(7) その他

No.	意見の概要	県の考え方
25	<p>計画の実現には、数値目標の羅列ではなく、県民と行政がその「必要性」を深く理解し、共通の目的に向かう姿勢が不可欠である。次期計画や実施段階においては、より県民の心に響く、納得感のある説明を強く求める。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、今後も引き続き、地球温暖化対策に係る取組を進めてまいります。</p>